

業務委託仕様書

1 業務名

三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）策定コンサルティング業務

2 目的及び趣旨

三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいき安心プラン 21）について、現行の第8期計画（令和3年度～令和5年度）を見直し、第9期計画（令和6～8年度）を策定する。なお、本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的なものとしてまとめたものである。

策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の調査を行うとともに、今後、国・県から示される制度改正や基本指針の内容並びに第5次三田市総合計画（令和4年度～令和13年度）及び他の部門別計画との整合を図るものとする。

3 契約期間・委託料の支払時期

- ・委託期間：契約日～令和6年3月31日
- ・委託料の支払い時期

令和4年度作業分…令和5年4月末日までに、予算（税込3,300千円）の範囲内で出来高払いとする。

令和5年度作業分…令和6年4月末日までに、契約金額の残額を支払う。

4 委託業務の内容

(1) 基礎調査の実施及び分析

調査項目、集計・分析については国が示す方法を基本とするが、具体的な方法は、今後、国の動向を踏まえ、受託者と協議し決定する。

① 介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査【概ね令和4年度中】

- a 標本数：前回調査3,300人※国の調査実施の手引きを基本とし、市独自の項目を追加する。
- b 設問数：前回調査68問
- c 調査時期：令和5年2月（予定）

② 在宅介護実態調査【令和5年度】

- a 標本数：前回調査1,200人
- b 設問数：前回調査19問
- c 調査時期：令和5年4月中旬（予定）

③ 介護保険サービス提供事業者・ケアマネージャーに関するアンケート調査【令和5年度】

- a 標本数：介護保険サービス事業者136事業所
ケアマネージャー94人
- b 設問数：介護保険サービス事業所26問
ケアマネージャー24問
- c 調査時期：令和5年6月（予定）

(受託事業者が実施する事項)

- ・ 調査項目（内容）に対する助言
- ・ 調査票原稿作成、印刷（規格：A4版、単色刷、3つ折り）
- ・ 送付用封筒、返信用封筒の作成（規格：いずれも長3）、督促状兼礼状（ハガキ）の作成
- ・ 封入（調査票、返信用封筒）・封緘、送付用封筒及び督促状兼礼状への宛て名シールの貼付、納品
- ・ 市へ返信された調査票の回収・開封（最後は市への返却）
- ・ 調査結果のデータ入力・集計（クロス集計、圏域別集計等）・分析
- ・ 調査結果報告書原稿作成（A4版150ページ程度）
- ・ 電子データによる納品（CD-Rの作成）：
 - 調査票・調査結果報告書：エクセル又はワード
 - 集計・分析データ：エクセル
- ※納品後、著作権は市に帰属すること

(注意事項)

- ・ 対象者の無作為抽出及び宛名シールの作成は市が行い、受託事業者に渡す。
- ・ 調査票の配布及び返信、督促状兼礼状発送に伴う郵便料は市で負担する。（調査票の返信先は市介護保険課とする。）
- ・ 調査結果報告書の印刷製本は、本委託業務に含まない。

(2) 計画策定業務支援【令和5年度】

① 計画策定にかかるコンサルティング

- ・ 見直し策定の目的、考え方の明確化
- ・ 介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画との整合
- ・ 上位計画及び関連計画等との位置づけの明確化
- ・ 先進事例等の収集・整理

② 現況把握と課題の整理（現行計画の点検・評価）

③ サービス供給基盤の整備目標量の算出等

- ・ 被保険者数・要介護者等の推計
- ・ 計画期間各年度ごとの介護サービス見込み量及び供給体制
 - ※地域包括ケア「見える化」システムの活用含む
- ・ 介護保険事業にかかる費用見込み等財政予測
- ・ 事業の円滑な推進に向けての取り組み内容の提案

④ 計画書及び概要版の検討・作成

- ・ 計画全般のイメージ設定、組み立て、基本理念の提示等
- ・ 計画書本体及び概要版の骨子・素案・原稿の作成

⑤ 会議等の開催支援

- ・ 市長の附属機関である三田市高齢者・介護審議会への出席（8回程度※R4年～5年度回数）並びに提出資料及び議事録の作成（テープ起こし含む）

- ・各回の審議内容及びスケジュールの提案
- ・三田市高齢者・介護審議会、パブリックコメントで出された意見の集約及び対応策の提案

⑥ 電子データによる納品（CD-R等の作成）

- ・計画書(本編) A4版 130ページ程度（エクセル又はワード）
- ・計画書(概要版) A4版 12ページ程度（同上）
- ・作成した表・グラフ等のデータ一式（エクセル）

※納品後著作権は市に帰属すること

（注意事項）

- ・計画書本編及び同概要版の印刷製本は、本委託業務に含まない。
- ・両者協議の上で上記分担内容を変更することがある。